

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成26年4月1日より、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、平成28年4月1日より、明細書を無料で発行することといたしました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですのでその点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含め、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

広島県厚生農業協同組合連合会
吉田総合病院 病院長